



J A F 公 認 準 国 内 競 技



組 織 許 可 番 号 2 0 1 3 - 5 0 1 9

J A F 九 州 ラ リ ー 選 手 権 第 2 戦

J M R C 九 州 ラ リ ー C h シ リ ー ズ 第 2 戦

「2013 A C K S P R I N G ラ リ ー」

特 別 規 則 書

開 催 日 : 2 0 1 3 年 5 月 1 8 日 (土)

~ 2 0 1 3 年 5 月 1 9 日 (日) 2 日 間

オ ー ガ ナ イ ザ ー : 北 九 州 オ ー ト ク ラ ブ (A C K)

[公 示]

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(J A F)の公認のもとに、国際自動車連盟(F I A)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJ A Fの国内競技規則とその附則、2013年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定および、2013年J M R C九州ラリー統一規則に従いかつ本競技会特別規則に従い開催される。

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

プログラム(概要) 競技会スケジュール

項 目	日 時	場 所
参加申込の開始日	2013年 5月 1日(水)	オーガナイザー事務局
参加申込の締切日	2013年 5月 13日(月) 必着	オーガナイザー事務局
◇2013年 5月18日(土)		
レッキ受付	11:00~11:30	昭和池駐車場
レッキ	12:00~15:00	
公式受付	17:00~18:30	大会本部
◇2013年 5月18日(土)		
公式車検	17:00~19:00	平尾台駐車場
開会式・ブリーフィング	19:30~	大会本部テント前
スタート(1号車)	20:01	平尾台駐車場
ラリーフィニッシュ (1号車)	04:00(予定)	平尾台公民館
暫定結果の発表	06:00(予定)	公式掲示板
表彰式	07:00(予定)	平尾台公民館

競技会の名称

J A F九州ラリー選手権第2戦 J M R C九州ラリーC hシリーズ第2戦

J M R C九州ラリージュニアシリーズ第1戦 「2013 A C K S P R I N G ラリー」

競技の格式

J A F公認：準国内競技 J A F公認番号：2013-5019

競技種目

四輪自動車によるスペシャルステージを含むリライアビリティーランラリー(第2種アベレージラリー)

開催日程

2013年 5月18日(土)~2013年 5月19日(日) 2日間

競技会開催場所及びコース・距離・路面

競技会大会本部 : 北九州市小倉南区 平尾台駐車場

集合場所 : 同上

ゴール・表彰式会場 : 北九州市小倉南区 平尾台公民館

コ ー ス : 北九州市を起点とする一般道及び占有道路
約120Km(SS7本 約35kmを含む予定。)

路 面 : SS内は舗装路面

オーガナイザー

主 催 : 北九州オートクラブ (ACK)
代表者 : 徳尾 三郎
所在地 : 〒804-0082 北九州市戸畑区新池2丁目5-37
TEL : 093-881-3933
FAX : 093-871-5730

組織

大会役員

大会会長 : 徳尾 三郎
組織委員長 : 徳尾 三郎
組織委員 : 徳尾 慶太郎

競技会役員

1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長 : 三重野 正治
競技会審査委員 : 原 健太郎

2) 競技役員

競技長 : 高橋 健司 (副) 藤本 大典
コース委員長 : 山下 利彦
計時委員長 : 榊谷 知彦
技術委員長 : 毛利 善弘
救急委員長 : 山下 利彦
事務局長 : 徳尾 慶太郎

参加受付期間

第1条プログラム大会スケジュール同様 5月1日(水)～5月13日(月)必着

大会事務局

第1条オーガナイザー事務局と同じ

参加申込方法

3) 申込先 大会事務局

1) 参加費

選手権クラス・Chシリーズ参加料 : 1台 40,000円
シニア・オープンクラス : 1台 24,000円
サービス車両登録料 : 1台 2,000円

※JMRC九州統一規則書 第15条の規程に基づき、該当参加者(学生)には参加料の割引が適用される。

2) 申込には、下記の書類を添付して申し込んで下さい。

- a) J M R C九州統一ラリー競技参加申込書
- b) ラリー競技に有効な対人賠償保険の証券又は領収証の写し又は J M R C九州共済
ラリー特約申込書
- c) 自動車検査証の写し (ラリー保険加入時)
- d) サービス登録申込書

3) 上記にて受付した参加申込は、次の場合を除き返還しない。

- ・本競技会が不可抗力の為に取り止めた時。
- ・受付期間中に参加者が取消を申し出た時。

4) オーガナイザーは、国内競技規則「4-19」に従って、エントリーを拒否する権利を有する。

この場合、参加料は事務費用として1件につき¥1,000を差し引き返還する。

保 険

2013年日本ラリー選手権規定第17条に基づき、ラリー競技に有効な対人賠償保険ならびに搭乗者保険または共済等(1,000万円以上)に加入していること。

音量規制

マフラーの変更は認めるが、音量は95db以下とする。

参加台数

総参加台数合計60台までとする。

レッキ

※レッキのタイムスケジュール、実施の詳細はインフォメーションにて示す。

タイヤ

本競技会で使用できるタイヤは、一般ラジアルタイヤのみとし、通称「Sタイヤ」は使用できない。

タイムコントロール (計時)

公式時刻は、日本標準時を基準とした競技会計時委員の計時による。

スペシャルステージ (スタート及び計時)

- 1) 計測は、時：分：秒まで記入する。
- 2) スタートは原則ゼッケン順に1分間隔とする。
- 3) 自車のスタート時刻1分前までに前スタート車の後方に付けない車両は、スタートすることができない。
- 4) スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定付則：スペシャルステージラリー開催規定25条6. に従ったカウントダウンによるスタート方法とする。
- 5) 再スタート方法については、指示書または公式通知によって明示される。

整備作業

1) 整備作業の監督を担当する競技役員名 技術委員長 毛利 善弘

2) 整備作業を行うことができる場所 サービスパーク内

3) サービスカーの管理方法

(サービスゼッケンをサービスカーのボンネットに貼付し、定められたサービススペース内に駐車すること。
整備作業を行うことができる者は、当該車両の乗員およびオーガナイザーに登録済みの者とする。)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

- 1) 地方選手権（九州ラリーチャンピオンシリーズ）に参加できる車両については、2013年日本ラリー選手権規定第12条に従ったRN、RJ、RF車両またはAE車両であること。
- 2) シニアクラス、オープンクラスに参加できる車両は、当該JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN、RJ、RFまたはRB車両とする
- 3) 排気系マフラー（EXマニホールドは含まれない）については変更可とするが、当該JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第3条3, 13）およびJMR九州ラリーシリーズ車両規定③に準ずる。

第3条 クラス区分

- 1) 九州ラリー選手権・九州チャンピオンシリーズ
HAクラス：排気量1500ccを含み1500cc以下の車両
HBクラス：排気量1500ccを超え3000ccを含み3000cc以下の車両
HCクラス：排気量3000ccを超える車両
- 2) シニアクラス
1クラス：2輪駆動車。排気量区分なし
2クラス：4輪駆動車。排気量区分なし
- 3) オープンクラス：
1クラス：2輪駆動車。排気量区分なし
2クラス：4輪駆動車。排気量区分なし

第4条 参加資格

- 1) 競技参加者（ドライバー、ナビゲーター）は競技中に有効な（1,000万円以上）の傷害保険証（コピー可）又は、全国共同共済加入のJMR九州が発給した当該年度有効のメンバーズカードを持参すること。
- 2) 1台の車両に乗車する人員は、ドライバー、ナビゲーターの2名とする。
- 3) ドライバー、ナビゲーターは、2013年JAF国内競技運転者許可証B級以上の所持者でなければならない。
- 4) ドライバー、ナビゲーターは、本競技会に参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するに有効な運転免許を取得後1年以上経過していること。
- 5) 満20歳未満の競技運転者は参加申し込みに際し、親権者の承諾書を提出しなければならない。
- 6) シニアクラスについてはJMR九州ラリーシニア部門開催規定細則に準ずる。

第5条 参加申込方法および参加受理

- 1) JMR九州統一参加申込書に署名捺印の上、上記第1条に挙げる大会事務局宛、現金書留により郵送、もしくは直接提出すること。
- 2) 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名ランサー・インプレッサ等）を入れること。
- 3) 正式参加受理後の参加料及び参加申込書類はオーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返還は行わない。
- 4) オーガナイザーは、国内競技規則「4-19」に従って、エントリーを拒否する権利を有する。この場合、参加料は事務費用として1件につき¥1,000を差し引き返還する。
- 5) 参加受理の諾否はJMR九州のホームページ上にて当該週の金曜日にエントリーリストを発行することで受理書に換える。

第6条 参加者に対する指示及び公示（公式通知）

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知を持って参加者に指示を与えることが出来る。
- 2) 本規則書に記載されていない競技運営に関する細則並びに指示事項は、公式通知により指示される。

第7条 参加受付（確認）

下記の書類を参加確認受付時に提示すること。

- 1) ドライバー及びナビゲーターの自動車運転免許証
- 2) ドライバー及びナビゲーターの競技運転者許可証
- 3) 自動車検査証
- 4) 自動車損害賠償責任保険証
- 5) ラリー競技に有効な対人賠償保険証及び搭乗者保険証（または共済）

第8条 クルー及び参加車両の変更

- 1) 正式参加受理後のクルー及び参加車両の変更は認められない。但しナビゲーター及び参加車両の変更は公式参加受付終了前までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両変更は認められない。

第9条 安全装備

- 1) 安全ベルトは必ず装着し、JAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則1.2に従った」ヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。オープンクラスについてもレーシングスーツの着用が望ましいが、準備できない場合は長袖長ズボンを必ず着用すること。
- 2) 非常用停止表示版(三角)2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品及び車両規定に定められている仕様の消火器を必ず搭載していること。
- 3) OK, SOSマークを必ず所持すること。(A3版)

第10条 車両検査

全ての競技車両は、本規則に定めた場所及び時間に公式車両検査を受けなければならない。車両検査を受けない車両、検査結果が不適当と判断された車両および競技参加者は、本競技会に参加できない。

- 1) 公式車両検査は第2.3.9条の各内容に従って実施される。
- 2) 公式車両検査後及び競技終了後、完走した車両は入賞者の再車検終了までオーガナイザーの指定した場所において車両保管をされる。オーガナイザーの許可なしに車両の移動、調整、修理等はいできない。
- 3) 参加車両はオーガナイザーの決めたゼッケン・ステッカー等は所定の位置に貼付する事。
- 4) 参加者は、競技の最終チェックポイント通過後直ちに競技車両を車両保管場所に進入させ、下記の確認(再車両検査)を受けること。
 - a) 出走前に公式車両検査を受けた車両と同一であること。
 - b) 罰則の対象となる要因の有無。
 - c) マーキングや封印等を実施した場合は、それが保持されているかどうかの確認。
- 5) 参加者は、技術委員長への求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明する為、車両規定に定める証明資料等を提示証明しなければならない。
- 6) 競技会審査委員会又は競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要と判断される場合、オーガナイザーは分解を伴う再車検を行う。この際、必要な人員・部品工具等の費用は当該参加者の負担とする。

第3章 競技に関する基準規則

第11条 ブリーフィング

- 1) ドライバーズブリーフィングはスタート会場にて行う。
- 2) すべてのクルー及び競技参加者は必ずブリーフィングに出席し、署名を行うこと。

第12条 給油

競技中の給油はオーガナイザーより指定された給油所以外での給油は認められない。

第13条 整備作業の範囲

整備作業の範囲は以下の通りとする。

- ・タイヤ交換
- ・ランプ類のバルブ交換
- ・点火プラグの交換
- ・Vベルトの交換
- ・各部点検増締め

上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に技術委員長が許可した項目

- 1) 整備作業実施後は、技術委員長の確認を受けるものとする。
- 2) 整備作業の実施にあたっては、他の通行及び作業員の安全確保に十分留意して行うこと。
- 3) 整備作業申告書については、必ず作業前に「整備作業申告書」を提出し、技術委員長の許可を得なければならない。

第14条 リタイヤ

- 1) 競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。
- 2) 競技から離脱した場合は速やかに最寄の競技役員にリタイヤ届を提出すること。提出が困難な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- 3) リタイヤ又は失格となった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及びその他の競技会関係貼付物を取り除くこと。

第15条 競技結果

1. 所要時間の計算と減点

- 1) スペシャルステージ区間は所要秒を減点とする。
- 2) スタート、C P、フィニッシュの各相互間の所要時間は分単位とする。分計時区間は1分につき遅着につき10点、早着につき60点の減点とする。

2. 所要時間外の減点

- 1) スペシャルステージのスタートにて、フライングが認められた場合、1回目は10点、2回目は20点の減点とする。3回目については30点とする。

※フライングスタート4回目以降もしくは著しいフライングについては、本規則第20条-8を適用する場合がある。(競技役員の評定に対する抗議は一切受付けない)

- 2) チェックシート(コントロールシート)の提出が規定時間に遅れた場合は、1分につき10点加算する。

3. 成績

成績は第15条1.2.の減点法により減点を合計し、少ない方を上位として順位を決定する。同点の場合は次により順位を決定する。

- 1) S S 1の減点の少ない方
- 2) 上記で決まらない場合はS S 2より順次減点の少ない方
- 3) 抽選による

第4章 抗議

第16条 抗議

- 1) 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。ただし、自分の参加拒否ならびに競技会審査委員会の判定に対する抗議はできない。
- 2) 抗議は、その理由を具体的に記述し、1件につき20,300円の抗議料を添え、文書により競技長に提出するものとする。
- 3) 抗議料は、その抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
- 4) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 5) チェックカード(タイムカード or コントロールシート)に関する異議申し立てはその場で直ちに行い、現場の責任者の判定を最終とし、これに対する抗議は受付けない。
- 6) 抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費は(作業料、運搬費用等)全てを抗議者が負担するものとする。
- 7) 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内にしなければならない、競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第17条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

- 1) 保安上、または不可抗力による事情が生じた場合は、審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、延期、又はコースの短縮を行うことがある。又、中止・再競技の場合の日時は公式通知をもって公表する。
- 2) 競技の進行が、すべての参加者に対して不可能、又は著しい障害になったとき、又は他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、審査委員会の決定によって、打ち切り、及び特定区間の中断がなされる。その場合コース上の競技役員によって指示、又は対策を指示する。
- 3) 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点におけるものとする。

第6章 賞典

第18条 賞典

選手権クラス 1位～3位 JAFメダル、楯 副賞 4位～6位 副賞
シニアクラス、オープンクラス 1位～3位 副賞 4位～6位 副賞

※参加台数の少ないクラスにおいては賞典を制限する

第7章 本統一規則の解釈及び施行

第19条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則及び競技に関する諸規則（公式通知）の解釈についての疑義が生じた場合は競技会審査委員会が決定する。

第20条 罰則（失格規定）

下記に該当する事が競技長によって認められた場合、競技会審査委員会の裁定により、失格となる。競技中失格と裁定された参加者は、それ以降の競技続行は出来ないものとする。又、成績発表後に於いても失格の適用を受ける事がある。

- 1) 交通事故を起こした時、又、道路交通法に違反した時。
- 2) リタイアの申告をせず競技から離脱した時。
- 3) 走行マナー及び競技者としての態度や品行に問題がある時。
- 4) タイムカードを改ざんした時。
- 5) 車両規則違反が発見された時。
- 6) 競技中に乗員又は、車両を変更した時。
- 7) 参加者又は関係者間で不正行為があった時。
- 8) 競技役員の重要な指示に従わなかった時。
- 9) 各諸規則及び規定ならびに、競技会特別規則に関する重大な違反があった時。
- 10) 車両が道路運送車両の保安基準に合致しなくなった時。
- 11) 自力で走行不能になった時、他車により牽引を受け戦列に再入した事が判明した時。
- 12) 指定給油所以外で、給油を受けた時。
- 13) コースを故意又は、過失に関わらず閉鎖した場合。
- 14) 競技会の2ヶ月前より、開催場所北九州市近郊における練習走行又はそれに類する行為が発覚した時。
- 15) 車両保管中に参加車両を持ち出したり、整備作業を行った場合。
- 16) 他の参加チームを故意に妨害したことが判明した場合。

第21条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

※ 本規則書発行後、J A Fにより決定された規定は、すべての本規則書に優先する。

※ その他の事項についてはJ A F国内競技規則とその付則及びJ M R C九州ラリー統一規則書のとおりとする。

2013 ACK SPRING ラリー
大会組織委員会